

経営力向上設備に関する課税標準の特例

平成 28 年 7 月 1 日に施行された中小企業等経営強化法により、中小企業等が新たに取得した一定の要件を満たす「**機械及び装置**」について、取得の翌年から 3 年度分の固定資産税に限り、課税標準額が軽減されます。

なお、平成 28 年中に取得した資産について、平成 29 年度より本特例の適用を受ける場合は、平成 28 年中に認定を受けている必要があります。平成 28 年中に認定を受けていない場合、特例の適用は 2 年度分（H30、H31 のみ）となります。

ア 特例適用の要件

- ・経営力向上計画に記載の**経営力向上設備（機械及び装置のみ）**であること。
- ・取得期間が**平成 28 年 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日**であること。
- ・**一基（一組又は一式）160 万以上の機械及び装置**であること。
- ・**販売開始から 10 年以内のもの**。
- ・旧モデル比で**生産性が年平均 1%以上**であること。
- ・**中古資産でないこと**。

イ 特例率

1/2

ウ 提出資料

- ・経営力向上計画の申請書（写し）
- ・経営力向上計画の認定書（写し）
- ・工業会等による仕様書等証明書（写し）

※リース会社が申告する場合は、併せて下記の資料を提出いただく必要があります。

- ・リース契約書の写し
- ・固定資産税軽減計算書